

180 日を超える入院料の選定療養費について

当病院の一般病棟では同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、

入院基本料の15%は選定療養費として患者様の負担となります。

料金は下記の通りです。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

一般病棟特別入院基本料

(4A 病棟：地域包括ケア病棟61日目からのご入院の方対象)

(4B 病棟：回復期リハビリテーション病棟入院料対象外の方)

対象・・・一日につき910円(税込)

※選定療養費の対象外となる場合もございますので、詳しくは受付でお尋ねください。

制限回数を超えるリハビリの保険外併用療養費について

疾患別リハビリテーションの標準算定日数(保険適用の期間)を超えた場合は、月13単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費『選定療養(保険外)』として自己負担していただきます。料金は下記の通りです。

疾患別リハビリテーション料	保険適用の期間	保険外併用療養費(選定療養) 〈保険適用の期間を超えて行う場合〉
脳血管等リハビリテーション料(I)	180日	2,695円(1単位当たり)
運動器リハビリテーション料(I)	150日	2,035円(1単位当たり)
廃用症候群リハビリテーション料(I)	120日	1,980円(1単位当たり)

尚、回復期リハビリテーション病棟にご入院中の場合や疾患により、13単位を超えてリハビリが行える場合がございます。